

苓 北 町
第2期障がい者計画及び
第3期苓北町障がい福祉計画

素案

第5章 障がい福祉計画

苓北町第3期障がい福祉計画は、苓北町障がい者計画の分野別施策である「生活支援」に関する計画となります。

すべての障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活等が送れるよう、次に掲げる点に配慮して数値目標及びサービス見込量を適切に設定し、その実現に向けた供給体制の確立をめざします。

障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種類・程度を問わず、障がいのある人等が自らの居住する場所を選択し、障害福祉サービス、またはその他の支援を受けられる施策の推進を図ります。

町を主体とする仕組みと3障がいに係る制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体を、町を基本とする仕組みに統一するとともに、障がい種別に格差のない、均衡のとれた障害福祉サービスの提供をめざします。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応した利用者本位の障がい福祉サービス等の提供基盤を整えます。

1)障害者自立支援法制定の背景

平成 15 年度から新たな障がい者施策として支援費制度が導入されました。これにより障がい者が自ら利用したいサービスを選択できるようになり、障がい児のサービスをはじめ、利用量は大幅に増加しました。しかし支援費制度は、これほどの利用増を想定していなかったこともあり、財政的に制度を維持することが困難となりました。

このような状況の下、「社会福祉基礎構造改革」「三位一体改革」に基づき、新たに「障害者自立支援法」制定され、目的として「他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を掲げています。

障害者自立支援法では、市町村が自らサービスの支給を決定し、福祉サービスを一元的に実施する仕組みとなっていることから、市町村内におけるニーズを把握し、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業を含めて計画的なサービスを提供するため、「障がい福祉計画」の策定を義務づけています。

2)障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法のポイントは以下のとおりです。

3障がい種別の施策を一元化

障がい者の福祉サービスを障がい種別に関わりなく、一元化することにより、障がい種別によるサービスの格差を是正します。

利用者本位のサービス体系に再編

障がい種別ごとの施設や事業区分をなくし、24 時間施設に保護された生活から地域と交流する生活への転換を図ります。

また、規制緩和を進め、空き教室や空き店舗等の既存の社会資源を有効に活用します。

就労支援の抜本的強化

就労を支援する事業等の創設により、保護型施策からの転換と一般企業への就労移行を図ります。

支給決定の透明化、明確化

手続きや基準の透明化、明確化を目的とした、支援の必要度を判定するための全国共通の基準を設置します。

安定的な財源の確保

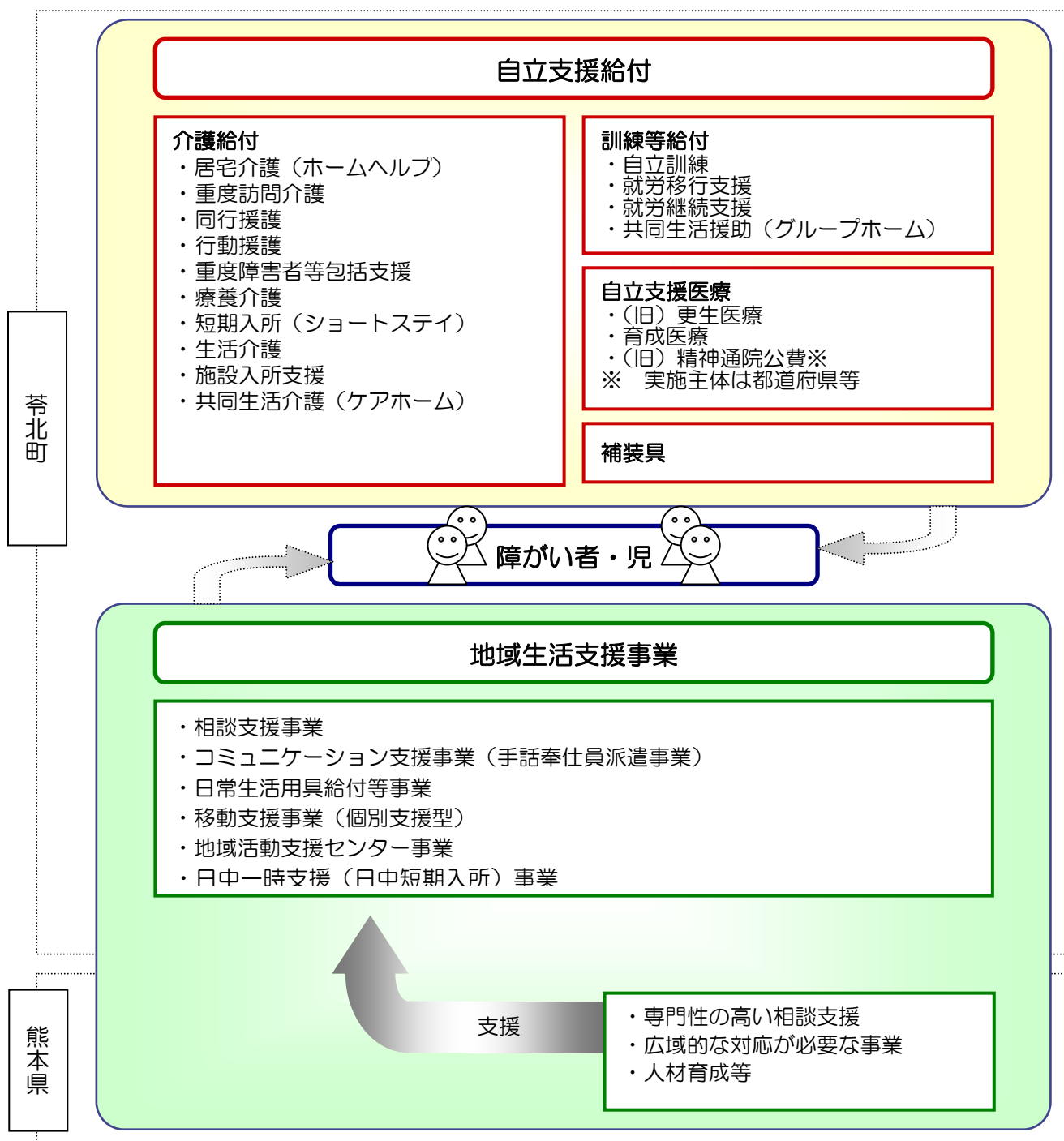
福祉サービス等の負担を皆で支え合う仕組みを強化するため、福祉サービス等の費用について、負担の公平化や財政責任の明確化を図ります。

また、必要な経費は皆で支え合うという観点から、障がい者の方にも原則 1 割の利用者負担を求めつつ、所得に応じた負担上限を設けます。

3) サービス体系

障害者自立支援法に基づく新たなサービスは、個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、住居等の状況）を踏まえ、個別に支給される「自立支援給付」と市町町の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護を必要とする場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられることになります。



4)利用者負担の仕組みと改善策

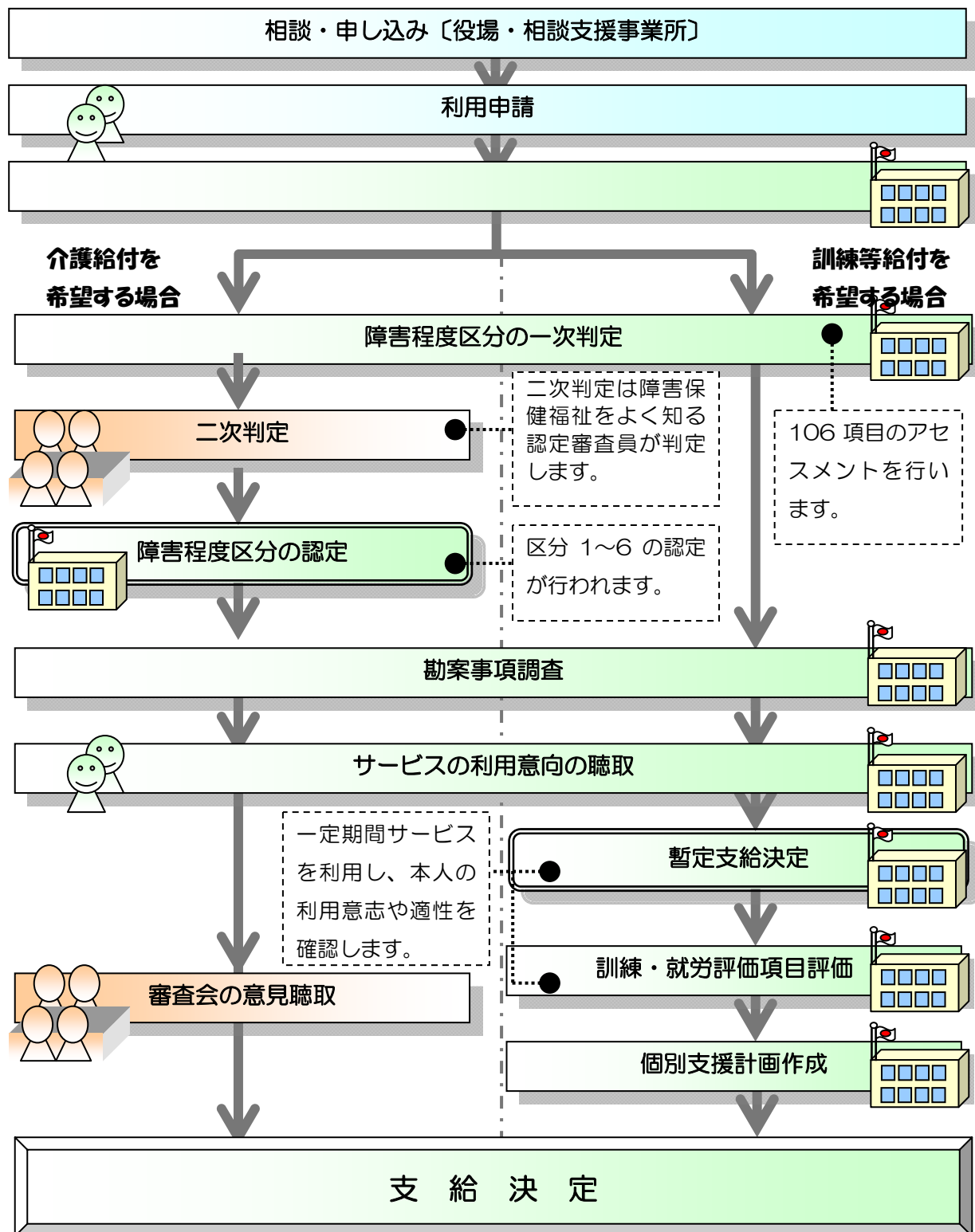
障害福祉サービスの利用者負担に関しては、原則的に利用したサービス費用の1割を負担することになっていますが、月額負担額には上限が設けられているとともに、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

なお、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられており、内容については以下の通りとなっています。

	入所施設 利用者 (20歳以上)	グループ ホーム・ ケアホーム 利用者	通所施設 (事業) 利用者	ホーム ヘルプ 利用者	入所施設 利用者 (20歳未満)	医療型 施設 利用者 (入所)
定率負担	利用者負担の負担上限月額を設定（所得段階別）					
	高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）					
	生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）					
			事業主の負担による就労継続支援A型事業の減免措置			医療型個別減免（医療・食事療養費と合わせ上限額を設定）
食費 光熱水費	補足給付 （食費・光熱水費負担を減免）	通所施設を利用した場合は、軽減措置を受けることができる。	食費の person 件費支給による軽減措置		補足給付 （食費・光熱水費負担を減免）	

5) サービス支給までの流れ

障害者自立支援法では、障害福祉サービスの必要性を総合的に判定し、障がい者の方が本当に必要としているサービスを提供するため、以下のような手続きが必要となります。



6)障害程度区分

障害程度区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障がいに関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

障害程度区分の推移

作成中

7)日中活動と住まいの場の組み合わせ

障害福祉サービスでは、入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択することができます。事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されています。

なお、地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能となっています。

日中活動の場 以下から1または、複数を選択
療育介護
生活介護
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)
就労移行支援
就労継続支援 (A型・B型)
地域活動支援センター (地域生活支援事業)



住まいの場
障害者支援施設の 施設入所支援
居住支援 (ケアホーム・グループホーム・福祉 ホーム)

2. 数値目標の設定

1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針
平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 また、平成 26 年度末の施設入所者数を、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

目標設定の考え方
検討中

	人数	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数【A】	人	
平成 23 年 10 月時点の施設入所者数	人	
平成 26 年度末時点の施設入所者数【B】	人	
目標値	削減見込み 【A】－【B】	人 %
	地域生活移行人数	人
		平成 26 年度末時点の施設入所者の削減見込み
		平成 24～26 年度の期間で、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の見込み

2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本方針
本数値目標の設定については、現在も国・県で検討中となっており、今後、方向性が示される予定です。

3) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

目標設定の考え方
検討中

	人数	考え方
平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の人数	人	
目標値	平成 26 年度の一般就労移行者数	人 一倍
		平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み

4) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本方針
平成 26 年度末における福祉施設利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

目標設定の考え方
検討中

	人数	考え方
平成 26 年度末時点の福祉施設利用者数見込み	人	
目標値	平成 26 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	人 %

5) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

国の基本方針
平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

目標設定の考え方
検討中

	人数	考え方
平成 26 年度末時点の就労継続支援（A型）事業の利用者数 【A】	人	
平成 26 年度末時点の就労継続支援（B型）事業の利用者数	人	
平成 26 年度末時点の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数 【B】	人	
目標値	平成 26 年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 【A】／【B】	%

3. サービスの見込みと確保

平成23年10月の障害福祉サービス及び旧体系サービスの利用実績を基に、障がい者の増加、退院可能な精神障がい者の利用、施設入所者の地域生活への移行に伴うサービスの増加、特別支援学校の卒業者の利用等を勘案し、見込み量を推計しています。

1) 訪問系サービス

(1月あたり)

	H24	H25	H26
居宅介護	96 時間	116 時間	136 時間
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			

① 居宅介護 【介護給付】

障がい者（児）で日常生活に支障のある方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行うサービスです。

② 重度訪問介護 【介護給付】

重度の肢体不自由者（身体）で常に介護を要する方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

③ 行動援護 【介護給付】

重度の知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常に介護が必要な方に対して、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。

④ 重度障害者等包括支援 【介護給付】

常に介護の必要な方で意思の疎通に著しい困難を伴う方に対して、事業者が「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行うサービスです。

⑤ 同行援護(新) 【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を伴う方に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を提供するサービスです。

2) 日中活動系サービス

① 生活介護 【介護給付】

常に介護を必要とする方に、昼間、障がい者支援施設等において入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	28	30	33
利用量／人(日)	616	660	726
サービス見込み量(日分)	22	22	22

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 【訓練等給付】

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	3	5	6
利用量／人(日)	66	110	132
サービス見込み量(日分)	22	22	22

③ 就労移行支援 【訓練等給付】

一般企業等への就職を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の方に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	2	3	4
利用量／人(日)	44	66	88
サービス見込み量(日分)	22	22	22

④ 就労継続支援(A型) 【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難な方に対して、雇用関係を結び、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	5	6	7
利用量／人(日)	110	132	154
サービス見込み量(日分)	22	22	22

⑤ 就労継続支援(B型) 【訓練等給付】

通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して、一定の賃金水準のもとで継続した就労の場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	20	22	24
利用量／人(日)	440	484	528
サービス見込み量(日分)	22	22	22

⑥ 療養介護 【介護給付】

病院などへの長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方に対して、病院等の医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を総合的に行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	4	4	4

⑦ 短期入所(ショートステイ) 【介護給付】

居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間の入所を必要とする方に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	4	5	6
利用量/人(日)	80	100	120
サービス見込み量(日分)	20	20	20

3) 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム) 【訓練等給付】

介護は必要とせず就労している方、または生活訓練・就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある方に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、自立した日常生活に向けた援助等を行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	10	12	14

② 共同生活介護(ケアホーム) 【介護給付】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、自立した日常生活に向けた介護や支援を行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	5	6	7

③ 施設入所支援 【介護給付】

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者で、生活能力により単身での生活が困難な方や地域の社会資源などの状況により通所することが困難な方、または生活介護等を利用している方に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

(1月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	25	25	25

4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定を受けた利用者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成し、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うサービスです。

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を勘案し、平成 26 年度には全ての障害福祉サービス利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を見込みます。

(1 月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	49	49	49

② 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた方が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について連絡調整等を行うサービスです。

福祉施設の入所者及び退院可能な入院中の精神障がい者、地域生活への移行者数を勘案して、利用者数を見込みます。

(1 月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	1	1	2

③ 地域定着支援

居宅で一人暮らししている方の夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制を図るため、連絡調整等を行うサービスです。

地域における単身の障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

(1 月あたり)

	H24	H25	H26
利用者数(人)	1	1	1

4. 地域生活支援事業

1) 必須事業

① 相談支援事業

ア) 障害者相談支援事業

障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行います。

【サービスの見込み量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	6 箇所	6 箇所	6 箇所

イ) 相談支援機能強化事業

相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図るサービスです。

【サービスの見込み量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援機能強化事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所

ウ) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、障害者自立支援法施行規則第 65 条の 10 の規定において設置するもので、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、障がい福祉に関わる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議です。

具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障がい福祉関係機関のネットワークづくり、障がい福祉計画の進捗状況の評価などを行います。

苓北町では平成 20 年 2 月に、天草圏域として上天草市、天草市と一体となって、相談支援事業所、民生児童委員、行政機関など障がい福祉に関わる関係機関で構成された天草地域自立支援協議会を設置しています。

【支援の方向性】

- ・委託事業者に対し、相談員の確保、養成に向けた研修等の情報提供に努めます。
- ・事業の普及・啓発に努めます。
- ・相談支援事業を効果的に実施するために、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、地域における障がい者を支えるネットワークの構築に努めます。

② 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援するために、関係施設などと連携し、普及啓発を推進します。

【サービスの見込み量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	6 箇所	6 箇所	6 箇所

③ コミュニケーション支援事業

聴覚及び音声・言語機能障害のある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、必要に応じて手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

原則として費用の 1 割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額を設定しています。

【支援の方向性】

- ・あらゆるケースに対応できるよう、手話通訳者と要約筆記者の人材確保、人材育成に努めます。
- ・事業の普及・啓発に努めます。

④ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対して、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

原則として費用の 1 割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額を設定しています。

【支援の方向性】

- ・日常生活上の便宜を図るため、事業の普及・啓発に努めます。

⑤ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出時の移動を支援するサービスです。

法律の改正により、重度の視覚障害者(児)に対する移動支援は、平成 23 年 10 月 1 日から「同行援護」として障害福祉サービス（自立支援給付）に位置付けられています。

【支援の方向性】

- ・アンケート集計結果や事業者に対するヒアリング結果、精神障がいのある方の新規利用を勘案し、サービスの拡充に努めます。
- ・ガイドヘルパー等の人材確保、人材育成に努めます。
- ・グループ型支援、車両移送型といった柔軟な実施に向け、検討します。
- ・事業の普及・啓発に努めます。
- ・新規事業者の参入に働きかけ、サービスの量的確保に努めます。

⑥ 地域活動支援センター事業

障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。

創作活動にかかる材料代等が必要となります。また、事業内容等によりサービス利用に係る利用者の負担は決定します。

本町においては、平成 19 年 4 月から地域活動支援センター事業（Ⅲ型）を N P O 法人ひまわりの家に委託し、実施しています。

【支援の方向性】

- ・障がいのある方の地域の受け皿として新規事業者の参入に働きかけ、サービスの確保に努めます。
- ・今後、障がい福祉サービスの提供事業所への移行等、事業の拡大に働きかけます。

2)任意事業

町の判断により、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むために行う事業です。

① 地域移行のための安心生活支援事業

ア)緊急時支援事業

障がい者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援するものです。

【サービスの見込み量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
緊急時支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	【対象者数】 2 人	【対象者数】 3 人	【対象者数】 4 人

イ)地域生活体験事業

一般アパート等を借り上げ、施設入所者等に対して、一定期間地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援します。

【サービスの見込み量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域生活体験事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	【対象者数】 2 人	【対象者数】 3 人	【対象者数】 4 人

ウ)コーディネート事業

相談支援事業所に地域移行専門のコーディネーターを配置し、地域移行に必要な関係機関・団体と緊密な連携を図り、地域移行を推進します。

【サービスの見込み量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
コーディネート事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所

第6章 計画の推進体制

1. サービス利用支援体制の整備
2. 計画推進のためのネットワークの構築
3. 計画の評価体制

検討中